

新規上場申請のための四半期報告書

(第9期第1四半期)

自 2023年7月1日

至 2023年9月30日

株式会社タウンズ

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	5
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(5) 大株主の状況	5
(6) 議決権の状況	6
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期財務諸表	8
(1) 四半期貸借対照表	8
(2) 四半期損益計算書	9
第1 四半期累計期間	9
2 その他	13
第二部 提出会社の保証会社等の情報	14

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸殿
【提出日】	2024年5月17日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自2023年7月1日 至2023年9月30日）
【会社名】	株式会社タウンズ
【英訳名】	TAUNS Laboratories, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野中 雅貴
【本店の所在の場所】	静岡県伊豆の国市神島761番1
【電話番号】	0558-76-8181
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 内山 義雄
【最寄りの連絡場所】	静岡県駿東郡清水町堂庭245番1
【電話番号】	055-957-3090
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 内山 義雄

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期累計期間	第8期
会計期間	自2023年7月1日 至2023年9月30日	自2022年7月1日 至2023年6月30日
売上高 (千円)	6,943,808	15,673,099
経常利益 (千円)	3,741,153	4,953,451
四半期(当期)純利益 (千円)	2,685,386	3,034,863
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	100,000,000	100,000,000
純資産額 (千円)	11,175,073	8,489,871
総資産額 (千円)	24,078,296	18,332,162
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	26.85	30.35
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	9.00
自己資本比率 (%)	46.4	46.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 当社は、第8期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第8期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については、四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

当第1四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ5,746,134千円増加し、24,078,296千円となりました。これは主に、新型コロナウイルス感染症の第9波の影響を受け、売上高が大きく伸長したことに伴う売掛金の増加によるものであります。

負債合計は、前事業年度末に比べ3,060,932千円増加し12,903,223千円となりました。これは主に、当第1四半期累計期間の課税所得が増加したことで税金費用の支払に伴う未払法人税等が増加したことに加え、新規借入先の追加による当座貸越の増額をしたことに伴う短期借入金の増加によるものであります。

純資産合計は、前事業年度末に比べ2,685,201千円増加し11,175,073千円となりました。これは、主に利益剰余金の増加によるものであります。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間（2023年7月1日～2023年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類から5類に移行され、ウィズコロナによる行動制限や海外からの入国制限の緩和等により社会経済活動は正常化が進みました。一方、世界経済はウクライナ情勢の長期化や資源・エネルギー価格の高騰等による金融引締めが続くなか、世界経済の景気後退が懸念される状況となっております。わが国経済においても、急速な為替変動がインフレに拍車をかけ、物価上昇による景気の減速が懸念されるなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

体外診断用医薬品業界におきましては、2020年初頭より発生した新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株による感染拡大を繰り返すなか、感染拡大防止を目的とした遺伝子検査や抗原検査等の検査需要が急激に高まりました。他方、インフルエンザをはじめとした既存の感染症は、新型コロナウイルス感染症に対する感染防御の効果や受診控え等により、検査需要が減少するという影響を受けました。現在流行する変異株は、感染力は高いものの重症化リスクは低減しているといわれており、行動制限の緩和で社会経済活動は正常化しつつあります。さらには新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行され、ウィズコロナ社会へと社会環境が変化したことで、過去に免疫獲得の機会を十分に持てなかった多くの既存の感染症（インフルエンザ、RSウイルス等）が増加しております。新型コロナウイルス感染症につきましては、5類移行後の感染者数の把握は全数把握から定点把握となりましたが、足元の状況は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行による第9波が到来し感染者数が飛躍的に増加しております。今後も新型コロナウイルス感染症及び既存の感染症の流行状況については、動向を注視する必要があります。

このようななか、当社はコーポレートスローガン「診断技術で、安心な毎日を。」を掲げ、社会的責務としての供給責任を全うすることを最優先するとともに、市場のニーズに応えた新製品をリリースすることで、あらゆる感染症の拡大防止に貢献してまいります。当第1四半期累計期間における業績につきましては、売上高は6,943,808千円となり、営業利益は3,746,182千円となりました。経常利益は3,741,153千円となり、四半期純利益は2,685,386千円となりました。

なお、当社は、体外診断用医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、233,339千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年5月17日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	100,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	100,000,000	100,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年7月1日～ 2023年9月30日	—	100,000,000	—	100,000	—	25,000

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 99,999,900	999,999	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 100	—	—
発行済株式総数	100,000,000	—	—
総株主の議決権	—	999,999	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,244,375	2,386,786
売掛金	3,051,248	8,867,967
商品及び製品	1,998,525	1,073,479
仕掛品	1,265,625	1,185,111
原材料及び貯蔵品	1,322,773	1,195,672
その他	574,361	491,133
流動資産合計	9,456,910	15,200,150
固定資産		
有形固定資産	4,402,141	4,459,243
無形固定資産		
顧客関連資産	2,953,600	2,896,800
技術関連資産	795,733	770,866
その他	160,801	185,366
無形固定資産合計	3,910,135	3,853,033
投資その他の資産		
その他	690,326	565,869
貸倒引当金	△127,350	—
投資その他の資産合計	562,975	565,869
固定資産合計	8,875,252	8,878,146
資産合計	18,332,162	24,078,296
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,143,423	903,271
短期借入金	※3,500,000	※4,500,000
1年内返済予定の長期借入金	732,000	732,000
未払法人税等	—	1,055,754
賞与引当金	108,523	157,919
役員賞与引当金	27,991	—
その他	1,006,022	2,387,795
流動負債合計	6,517,961	9,736,740
固定負債		
長期借入金	2,236,000	2,053,000
繰延税金負債	922,119	922,125
退職給付引当金	154,210	179,357
資産除去債務	12,000	12,000
固定負債合計	3,324,329	3,166,483
負債合計	9,842,291	12,903,223
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	2,783,300	2,783,300
利益剰余金	5,603,766	8,289,152
株主資本合計	8,487,066	11,172,452
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△6,995	△7,176
評価・換算差額等合計	△6,995	△7,176
新株予約権	9,800	9,797
純資産合計	8,489,871	11,175,073
負債純資産合計	18,332,162	24,078,296

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
売上高	6,943,808
売上原価	2,140,949
売上総利益	4,802,859
販売費及び一般管理費	1,056,676
営業利益	3,746,182
営業外収益	
受取利息	591
受取配当金	93
その他	287
営業外収益合計	972
営業外費用	
支払利息	6,001
その他	0
営業外費用合計	6,001
経常利益	3,741,153
特別利益	
新株予約権戻入益	2
特別利益合計	2
税引前四半期純利益	3,741,156
法人税等	1,055,770
四半期純利益	2,685,386

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

※ (当座貸越契約)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2023年9月30日)
当座貸越極度額	7,000,000千円	8,000,000千円
借入実行残高	3,500,000	4,500,000
差引額	3,500,000	3,500,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2023年7月1日 至2023年9月30日)
減価償却費	168,273千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自2023年7月1日 至2023年9月30日)

当社は、体外診断用医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、体外診断用医薬品事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益(全て一時点で移転される財又はサービス)の分解情報については、以下のとおり、顧客の所在地別に記載しております。

	(単位：千円)
	体外診断用医薬品事業
日本	6,815,880
海外	127,928
顧客との契約から生じる収益	6,943,808
その他収益	—
外部顧客への売上高	6,943,808

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2023年7月1日 至2023年9月30日)
1株当たり四半期純利益	26円85銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	2,685,386
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	2,685,386
普通株式の期中平均株式数(株)	100,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

(シンジケートローン)

当社は2024年2月14日の開催の取締役会決議に基づき、2024年3月29日付けでシンジケートローン契約を締結しました。

- ① 資金使途 新工場建設に係る設備投資資金
- ② 借入先 株式会社三菱UFJ銀行
株式会社静岡銀行
株式会社商工組合中央金庫
株式会社りそな銀行
- ③ 組成金額 借入金A：3,918,000千円
借入金B：6,420,000千円
- ④ 借入利率 基準金利＋スプレッド
- ⑤ 契約締結日 2024年3月29日
- ⑥ 返済期限 借入金A：2026年9月30日
借入金B：2034年3月31日
- ⑦ 返済方法 借入金A：期限一括返済
借入金B：2026年3月末日を初回とし3か月毎に73分の1を返済し、残額を満期日に返済(延長オプション10年)
- ⑧ 担保等 新工場土地建物(抵当権)
- ⑨ 財務制限条項
A) 各事業年度の末日における貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2023年6月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
B) 各事業年度にかかる損益計算書上の経常損益に関してそれぞれ2期連続して経常損失としないこと。

(新株予約権の行使期間の変更)

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、ストックオプション(新株予約権)の行使期間の変更について決議いたしました。

①変更の理由

当社役職員を対象として付与した第1回新株予約権及び当社役員を対象として付与した第2回新株予約権の行使期間が2024年10月25日に満了とされておりますが、役職員による権利行使が可能となる上場日から行使期間満了日までの期間が限られていることから、行使期間を延長し、新株予約権者である役職員の権利行使の機会

を十分に確保することを意図しております。

②行使期間を変更する新株予約権

第1回新株予約権（2019年4月24日臨時株主総会決議）

第2回新株予約権（2019年4月24日臨時株主総会決議）

③変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（第1回新株予約権発行要項）

（下線部分に変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
3. 新株予約権の内容 （3）新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2019年4月26日から <u>2024年10月25日</u> （但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。	3. 新株予約権の内容 （3）新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2019年4月26日から <u>2029年10月25日</u> （但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

（第2回新株予約権発行要項）

（下線部分に変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
3. 新株予約権の内容 （3）新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2019年4月26日から <u>2024年10月25日</u> （但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。	3. 新株予約権の内容 （3）新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2019年4月26日から <u>2029年10月25日</u> （但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年5月13日

株式会社 タウンズ

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 智章

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

岡本 周二

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タウンズの2023年7月1日から2024年6月30日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タウンズの2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上